

許可証交付	受付

No.

年 月 日

郵便番号
住所
氏名
連絡先

使 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 月間
使 用 駐 車 場 (該当番号に○印 を記入する。)	1 松任中央通駐車場 2 松任成駐車場 3 美川駅白山口駐車場
車種及び自動車登 録番号	車 種 登録番号
申 込 理 由 (該当番号に○印 を記入する。)	1 商用業務 2 通勤 3 通学 4 その他 ()
連絡先 (勤務先)	勤務先 連絡先

※新規に口座振替を利用する方は、後日、口座振替依頼書を郵送します。

別紙

契 約 条 件

- 1 駐車場所を指定されている場合は、指定された場所に駐車すること。
- 2 契約車両以外の使用は、禁止する。また、この権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。
- 3 使用者は、毎月 5 日までにその月の使用料を納付すること。
- 4 既に納付された使用料は、返還しない。
- 5 自動車の保管場所の確保等に関する法律（昭和 37 年法律第 145 号）の規定による車庫証明等の特別な取扱いはしない。
- 6 天災その他不可抗力により生じた損害及び自動車相互の接触等市の責めによらないで生じた損害については、市は、賠償責任を負わない。
- 7 白山市営駐車場に関する条例及び同施行規則を遵守し、係員の指示に従うこと。
- 8 契約条件に違反した場合は、契約を解除することができる。
- 9 月単位で使用する場合、各月の使用期間はその月の 1 日から末日までとし、使用料の日割りは行わない。
- 10 月単位の使用を中止する場合は、使用を中止する日の 10 日前までに申し出ること。
- 11 使用者（同乗者を含む。）が市営駐車場の設備、器具等を損傷し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。
- 12 市は、駐車場の保全、防犯、防火等の必要があるときは、駐車場使用の制限、中止、又は車両の移動等の措置を講ずることができる。この場合、使用者はこの措置に協力しなければならない。
- 13 使用者が白山市暴力団排除条例に規定する暴力団又は法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の構成員であることが判明したとき、市は、催告の手続きを要せず、本契約を解除することができる。なお、この場合、使用者は直ちに本物件を明け渡し、如何なる名目を問わず一切金品等の請求はできないものとする。
- 14 車種を変更した場合は、直ちに届け出をしなければならない。